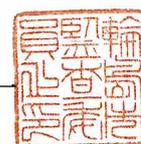


輪島市監査公表第10号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和元年11月21日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

令和元年10月30日（水） 農林水産課・地域整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた令和元年度監査資料（平成31年4月から令和元年8月まで）に係る事務事業全般及び平成30年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○平成 30 年に「輪島の海女漁の技術」が国の重要無形民俗文化財に指定された。

近年、海女漁は、若年者の就業が極めて少なく、高齢化が進んでおり、今後の海女漁技術の保存・承継が懸念されている。漁獲物の生息する藻場や海女文化の継承・振興への調査に対する補助金が交付されているが、海女漁の後継者育成の取組についても検討していただきたい。

○各種協議会の開催が 7 月実施や未定となっている。事業計画や収支予算は、前年度末若しくは年度当初に協議会に諮るべきであり、開催時期の検討をしていただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 滞納繰越分について

国営農地開発事業分担金等の滞納繰越分については、債務者の高齢化等により徴収が困難な状況となっているが、収入未済額の縮減のため、今後も引き続き努力されたい。